

IV 參考資料

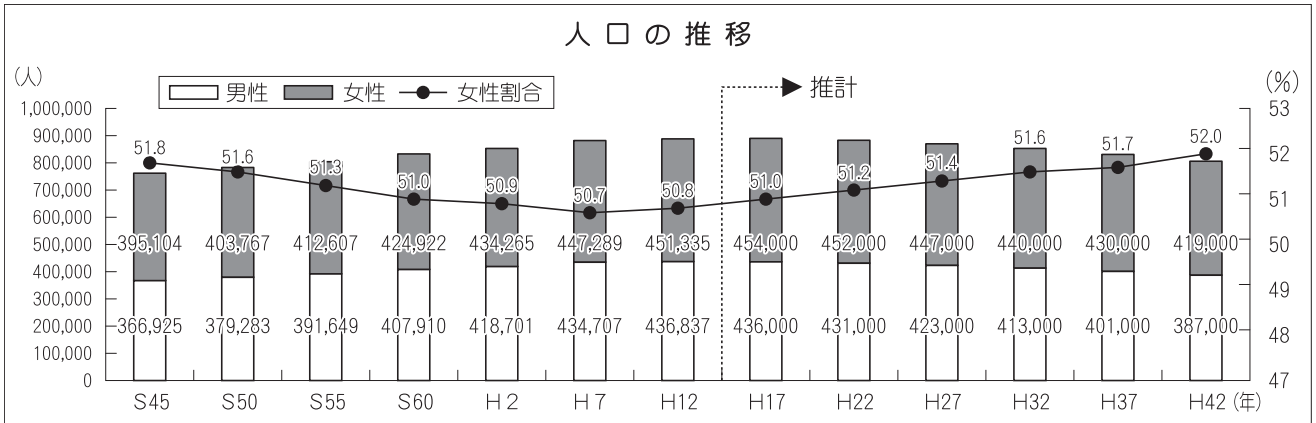
1 男女共同参画に関する国内外の動き

世界の動き	西暦	和暦	日本の動き	山梨県の動き
	1945	S20	・「衆議院議員選挙法」の改正公布 (初めて婦人参政権実現)	
・国連経済社会理事会の中に婦人の地位委員会設置	1946	S21	・「日本国憲法」の公布 ・戦後第1回衆議院議員選挙 (女性議員39人当選)	
	1947	S22	・第1回参議院議員選挙 (女性議員10人当選)	・第1回参議院議員選挙 (平野成子氏当選)
・「世界人権宣言」採択 (第3回国連総会)	1948	S23		
・「女子に対する差別撤廃宣言」採択 (第22回国連総会)	1967	S42		
・国際婦人年世界会議開催(マシコシイ) ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の十年」宣言(1976~1985)	1975	S50	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題担当室設置	
	1976	S51	・民法等の一部改正施行 ①離婚後の氏関連法の改正 ②婚姻事件の管轄裁判所 ③嫡出子出生の届出順位	
	1977	S52	・「世界行動計画」を受けて 「国内行動計画」策定	
	1978	S53		・2月定例県議会 「婦人問題企画推進に関する請願」 採択 ・県民生活局に婦人問題担当窓口設置 ・婦人問題庁内連絡会議設置 ・山梨県婦人問題懇話会設置
・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」 (130カ国日本を含む)採択 (第34回国連総会)	1979	S54		・「婦人問題に関する意識と実態の調査」実施
・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コパノハーゲン)	1980	S55	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名	・青少年婦人対策課を設置 ・12月県議会 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を求める請願採択
・ILO総会(ジュネーブ)で「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」(156号)採択	1981	S56	・「民法及び家事審判法」の一部改正 (配偶者の相続分1/3→1/2) ・「国内行動計画」後期重点目標策定	・「山梨県婦人行動計画」策定 ・市町村事務分掌規則(準則)一部改正 (婦人行政の総合企画及び調整に関することを加え、婦人行政の事務分掌を明確化) ・山梨県女性関係行政推進会議設置
	1982	S57		・山梨県情報誌「ふじざくら」創刊
	1984	S59		・総合婦人会館開館
・「国連婦人の十年」世界会議開催(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985	S60	・「国籍法」の改正 ・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	・青少年婦人対策課を青少年婦人課に改称 ・第1回山梨県婦人のつばさ海外研修事業実施
	1987	S62	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
	1988	S63		・初の県議会女性議員に宮沢栄子氏当選
	1989	H元		・「婦人問題に関する意識と実態の調査」実施
・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	1990	H2		・富士女性センター開館
	1991	H3	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改訂)策定 ・「育児休業法」の公布	・「やまなし女性いきいきプラン」策定 ・「やまなし女性いきいきプラン推進懇話会」設置

・環境と開発に関する国連会議開催 (リオデジャネイロ)	1992	H4	・初婦人問題担当大臣誕生	・青少年婦人課を青少年女性課と改称 ・青少年女性課内に女性政策室を設置
・国連世界人権会議開催 (ウィーン)	1993	H5	・中学校での家庭科の男女必修実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善 等に関する法律」 (パートタイム労働法) 施行	・やまなし女性人材バンク設置 ・女性いきいきアドバイザー設置
・「開発と女性」に関するアジア・ 太平洋大臣会議開催 (ジャカルタ) ・国際人口・開発会議開催 (カイロ)	1994	H6	・総理府に男女共同参画室及び 男女共同参画審議会設置 (政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校での家庭科の男女必修実施	
・第4回世界女性会議開催 (北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	1995	H7	・「ILO156号条約」 (家族的責任条約) 批准 ・「育児休業法」の改正 (介護休業制度の法制化)	
	1996	H8	・男女共同参画審議会 「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク) 発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・峡南女性センター開館 ・県女性団体協議会設立
	1997	H9	・男女共同参画審議会設置 (法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」の公布	
	1998	H10	・男女共同参画審議会 「男女共同参画社会基本法について -男女共同参画社会を形成するた めの基礎的条件づくり-」答申	・「やまなしヒューマンプラン21」策定 ・山梨県男女共同参画推進本部設置 ・やまなしヒューマンプラン21推進 懇話会設置 ・やまなしヒューマンプラン21推進 旬間設定 ・総合婦人会館を総合女性センター に改称
	1999	H11	・「男女共同参画社会基本法」公布、 施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、 施行 ・男女共同参画審議会 「女性に対する暴力のない社会を目 指して」答申	
・国連特別総会 女性2000年会議開催(ニューヨーク)	2000	H12	・男女共同参画審議会 「女性に対する暴力に関する基本的 方策について」、「男女共同参画基本 計画策定に当たっての基本的な考え 方-21世紀の最重要課題-」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女共同参画に関する県民意識・ 実態調査」実施
	2001	H13	・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」公布、施行 ・男女共同参画会議設置 ・内閣府に男女共同参画局設置	
	2002	H14		・「山梨県男女共同参画推進条例」制 定 ・「山梨県男女共同参画計画(ヒューマン プラン)」策定 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画課設置 ・男女共同参画推進リーダー設置 (女性いきいきアドバイザー終了)
	2003	H15		・山梨県男女共同参画年次報告書発行
	2004	H16	・DV基本法の改正 ・DV基本方針の策定	・女性センター(総合、峡南、富士)を統合し、 男女共同参画推進センターに名称変更 ・県男女共同参画年次報告書発行 ・やまなし女性リーダー養成海外研修 事業実施(終了)
・第49回国連婦人の地位委員会 (北京+10)(ニューヨーク)	2005	H17	・「男女共同参画基本計画」改定	・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する基本計画」策定 ・「男女共同参画に関する県民意識・ 実態調査」実施 ・やまなし女性チャレンジ支援ネット ワーク会議設置 ・やまなし女性未来塾実施 ・山梨県男女共同参画年次報告書発行

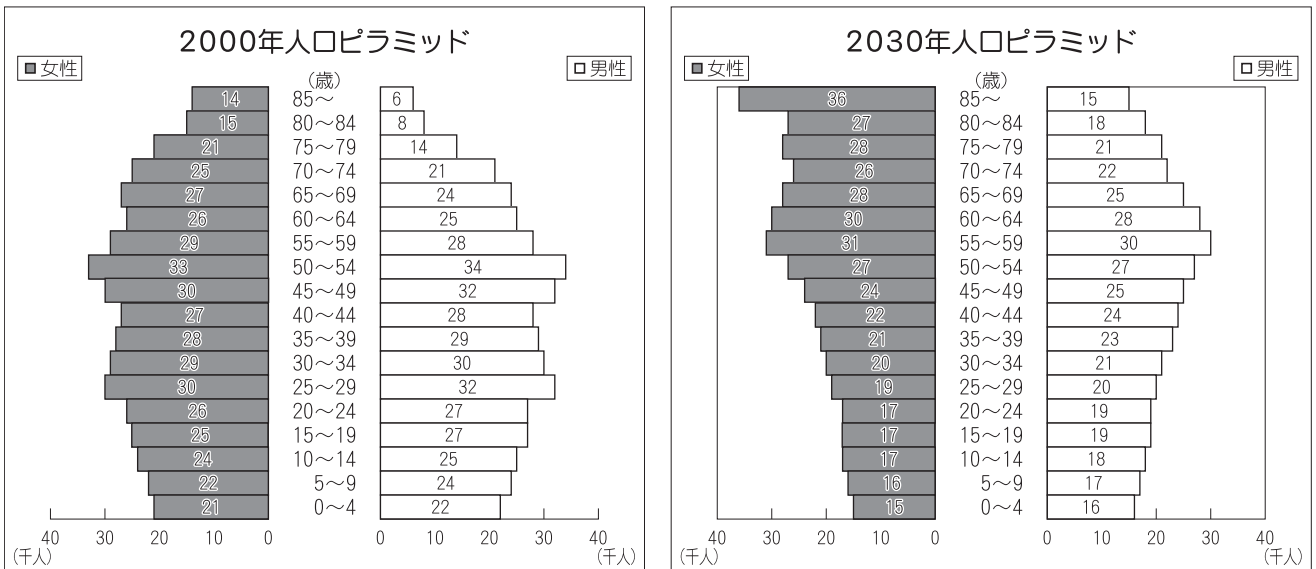
2 山梨県のデータ

人口は、今後減少傾向と推計されていますが、一方で、女性の占める割合は、高くなっていくとしています。



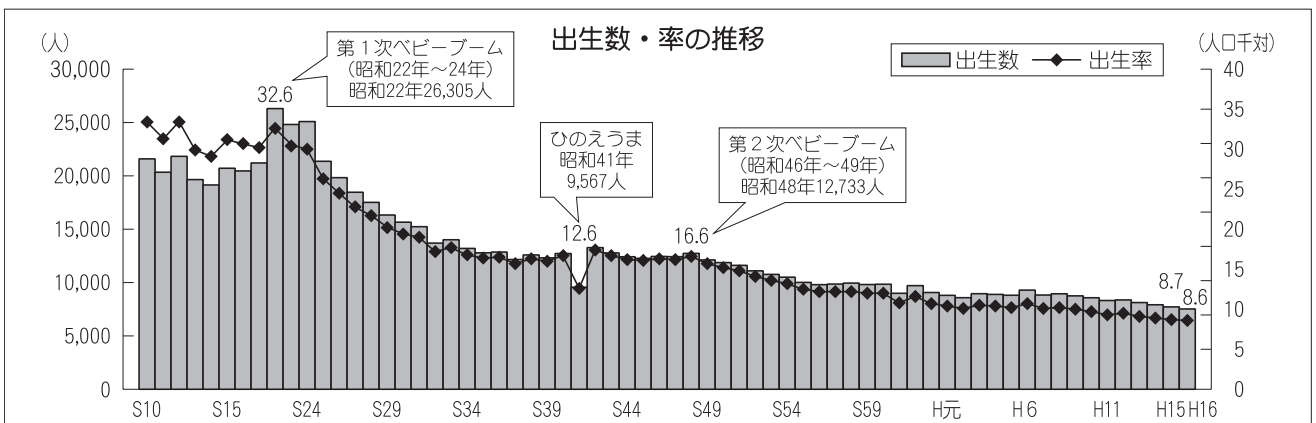
「団塊の世代」及び「団塊ジュニア世代」の年齢層でふくらみがみられます。

2030年には、女性の高齢者が増加し、逆ピラミッドに近くなると予想されています。



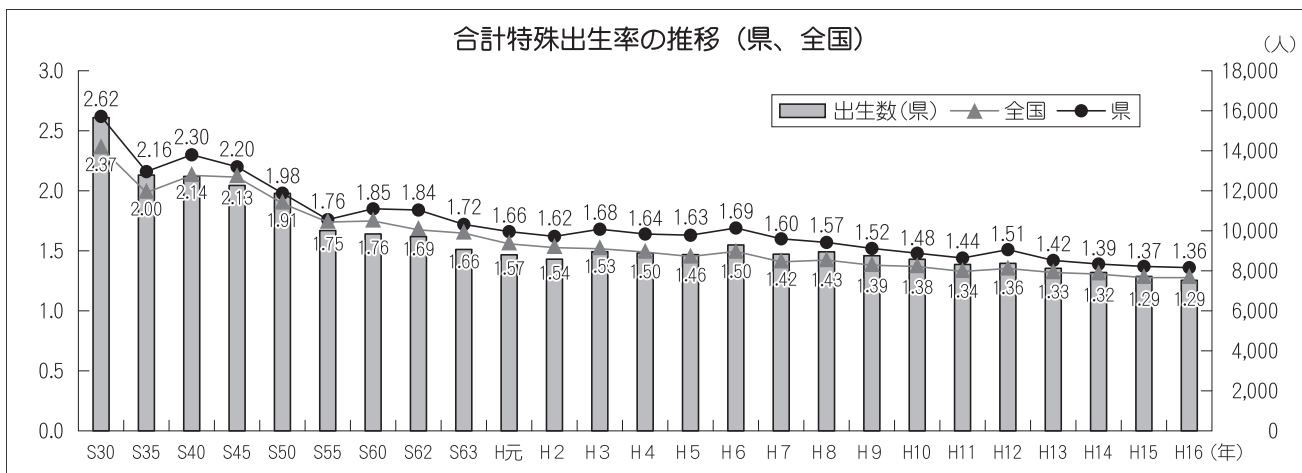
戦後の第1次ベビーブームの昭和22年には、出生率32.6%だったが、昭和25年以降、急速に低下し、ひのえうまの昭和41年には、12.6%と低かったものの、その後はしばらくはゆるやかに減少しました。

第2次ベビーブームの16.6%以降、減少が続き、平成15年には8.7%と8.9%を下回っている。



一人の女性が生涯に産む子どもの数である合計特殊出生率は、人口を維持していくためには、2.08が必要といわれています。

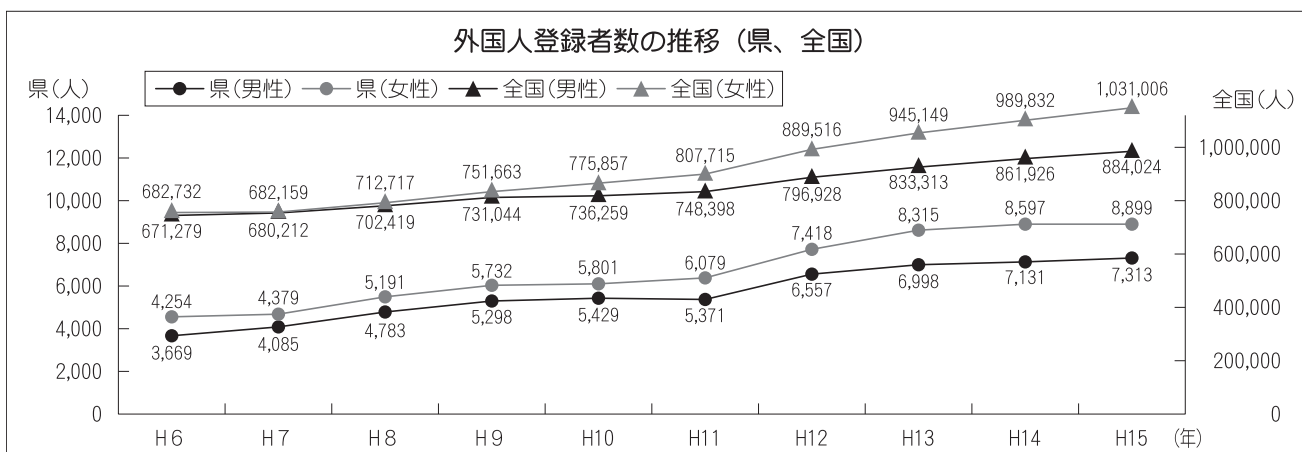
近年、全国、山梨県ともに過去最低を更新しています。



(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)

※合計特殊出生率 15歳から49歳まで(再生産年齢)の女性の年齢別出生率を合計したもの
一人の女性が再生産年齢を経過する間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを産んだと仮定した場合の平均出生児数

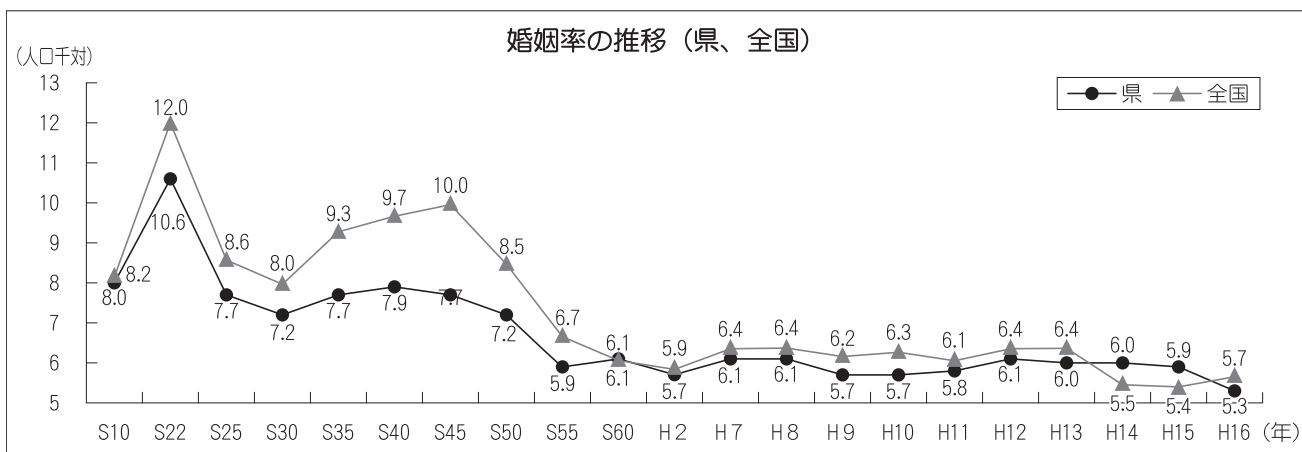
山梨県、全国ともに増加傾向にあります。



(資料：法務省「在留外国人統計」)

昭和60年以降、6.0前後で推移しており、山梨県では、平成15年に5.4と減少傾向にあります。

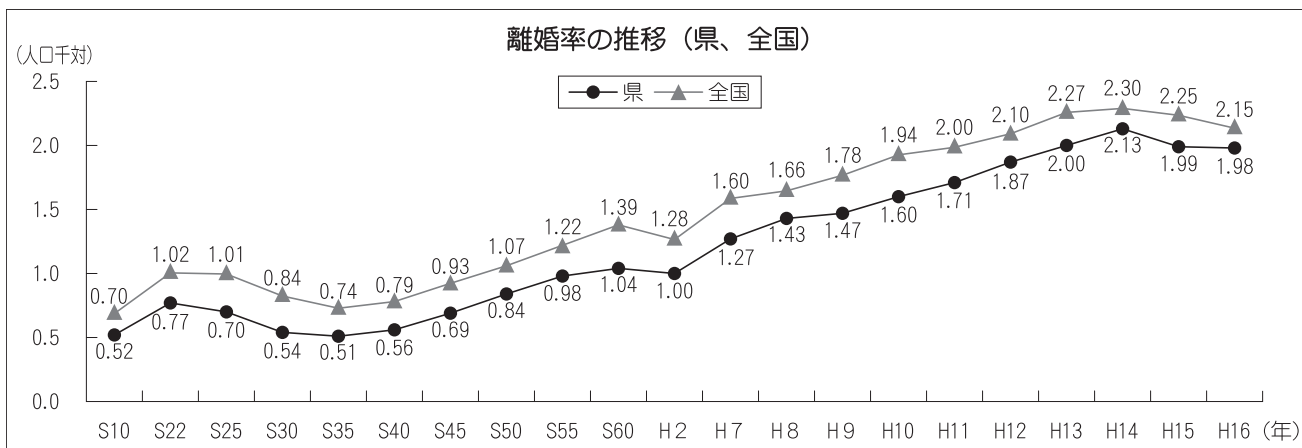
※婚姻率 = (年間婚姻届出件数 / 10月1日現在日本人人口) × 1000



(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)

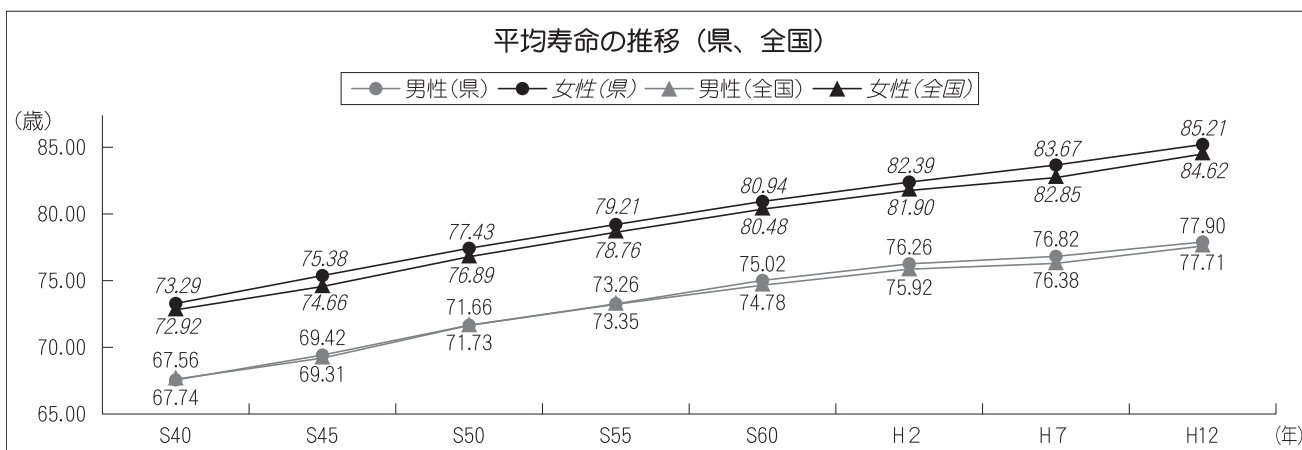
離婚率は、全国平均を下回っていますが、年々上昇傾向にありましたが、平成15年には、1.99と減少しています。

※離婚率 = (年間離婚届出件数 / 10月1日現在日本人人口) × 1000



(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)

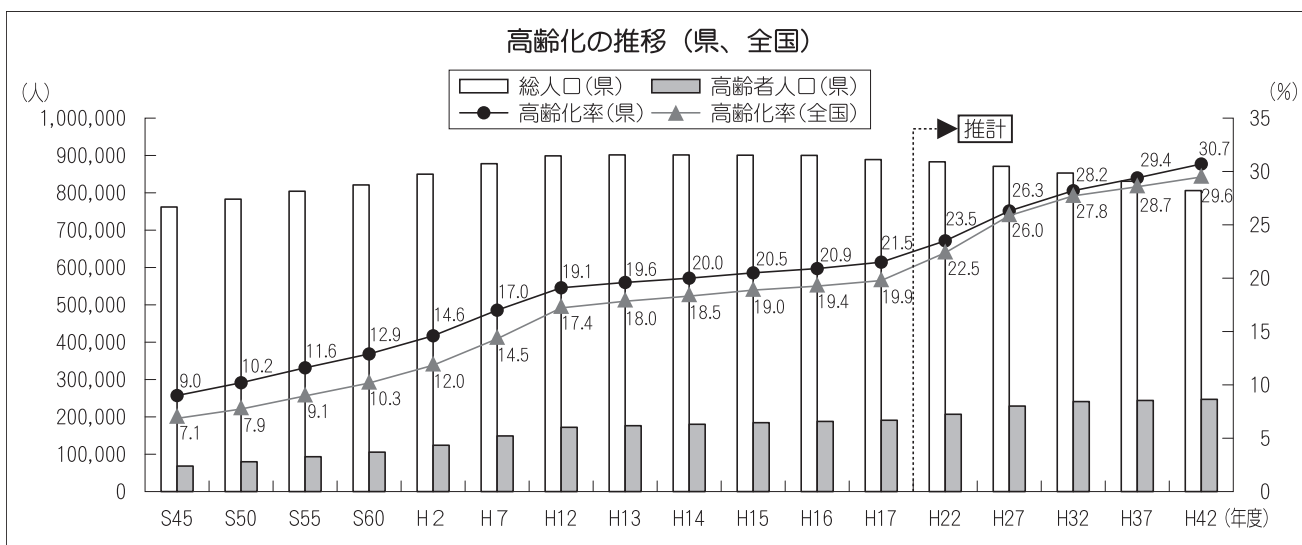
平均寿命は、男女とも全国を上回っていますが、依然として男女差があり、拡がる傾向があります。



(資料：厚生労働省「簡易生命表及び完全生命表」)

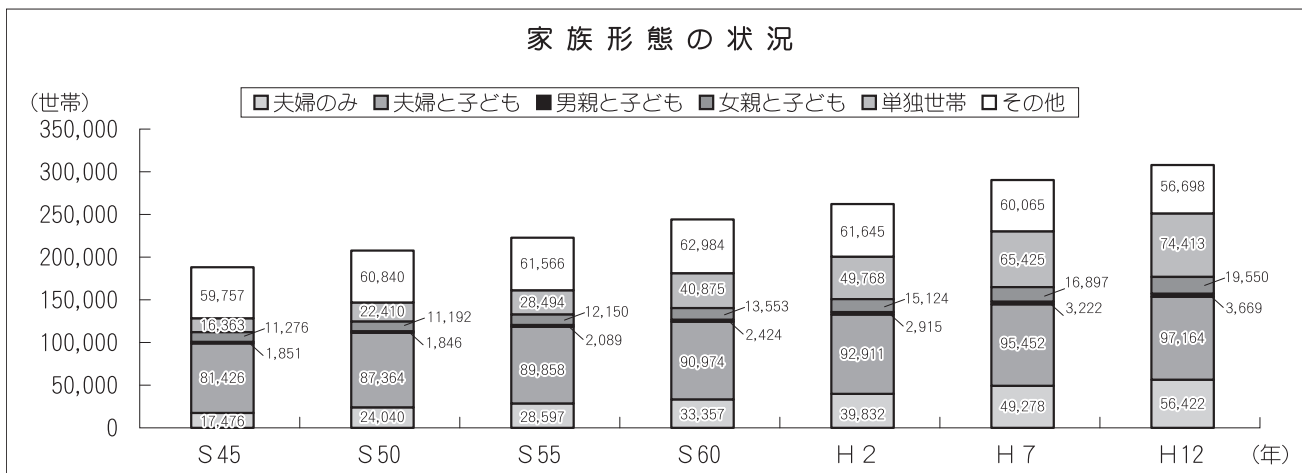
高齢化率は、平成17年に21.3%となり、全国の高齢化率(平成14年の推計値)では、21.4%に到達するのが、平成20年となっており、本県は全国に比べて、約3年高齢化が進んでいることになります。

※高齢化率 = 65歳以上高齢化人口 / 総人口 × 100



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」「都道府県の将来推計人口」)
(資料：長寿社会課「高齢者福祉基礎調査」)

昭和45年と比較すると、夫婦のみの世帯が3.2倍、単独世帯が4.5倍に増加しています。

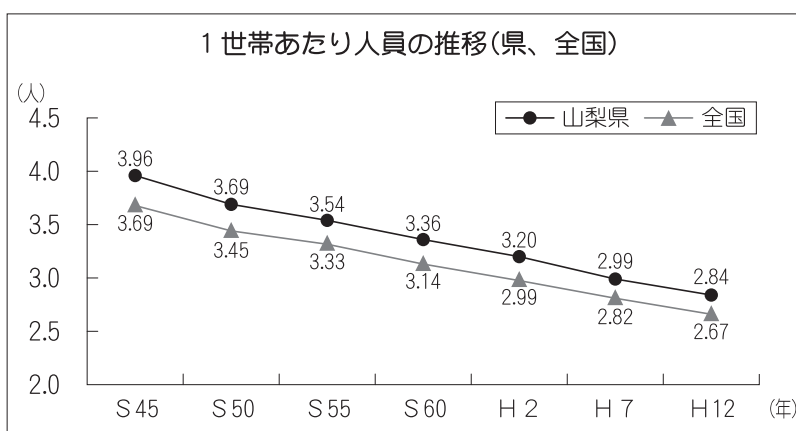


(資料：総務省統計局「国勢調査報告」)

1世帯あたり人員は、全国の数値を上回っているものの、減少傾向を続けており、昭和45年と比較すると1.12人の減少となっています。

そのうち、65歳以上の高齢者夫婦世帯が増加しており、平成6年度と比較すると1.89倍となっています。

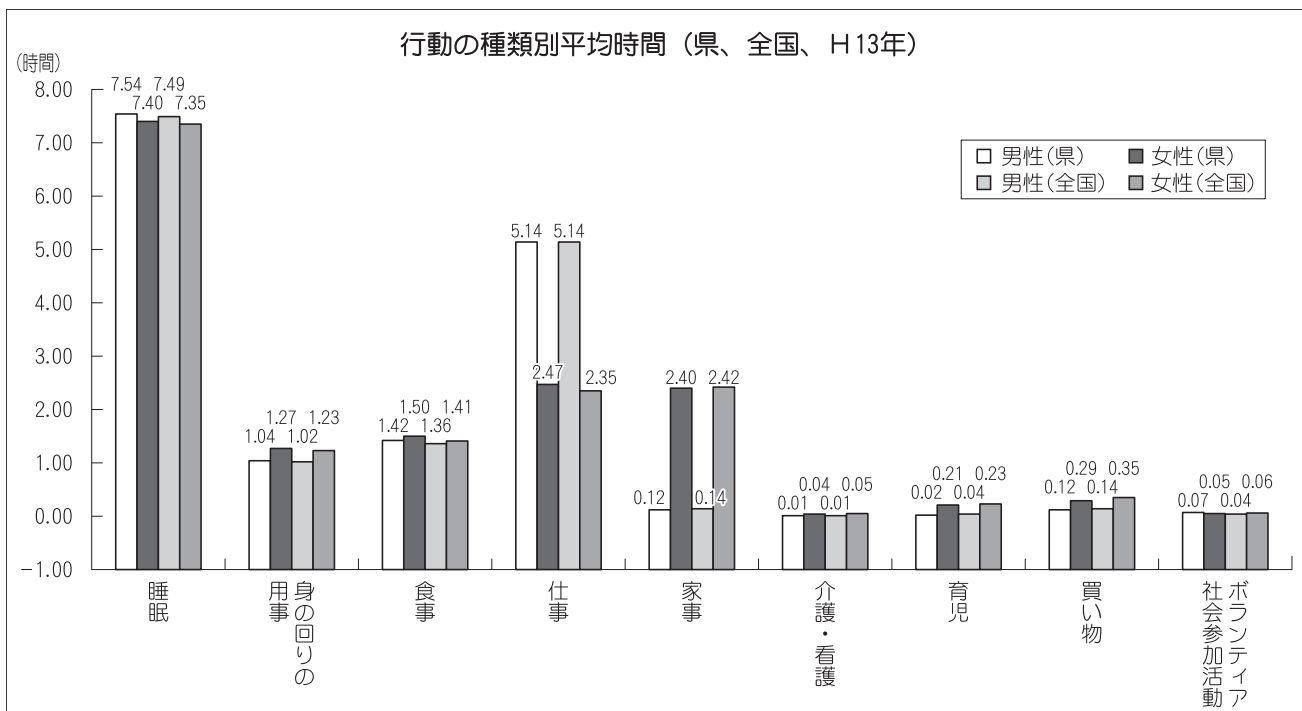
また、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあり、平成16年度20,226人のうち77%が女性となっています。



(資料：総務省統計局「国勢調査報告」)

「仕事」は、男性5時間14分に対して女性2時間47分、一方「家事」は、男性12分に対し女性2時間40分、「育児」は、男性2分に対し女性21分となっています。

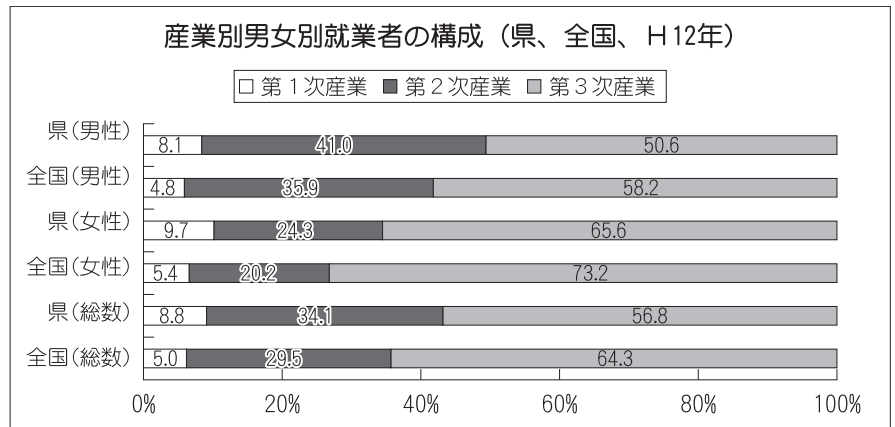
※単位は、一人一日あたりの平均行動時間数



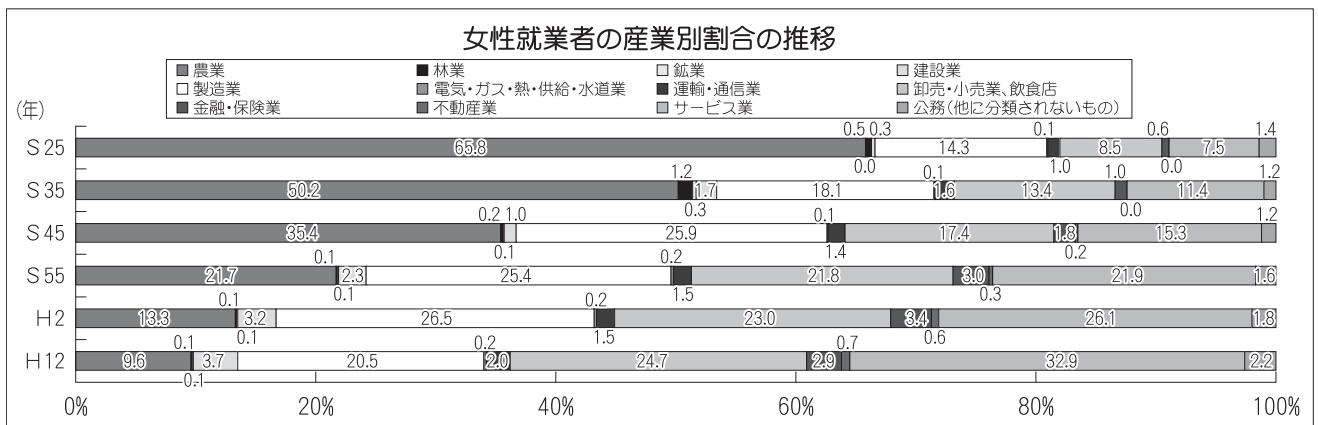
(資料：総務省統計局「社会生活基本調査報告」)

山梨県は、全国の数値と比較して、第1次産業、第2次産業の割合が多くなっています。

更に、女性の産業別割合をみると、昭和25年には「農業」が65.8%を占めていたが、平成12年には、「製造業」「卸売・小売業・飲食店」「サービス業」で78.1%を占めています。



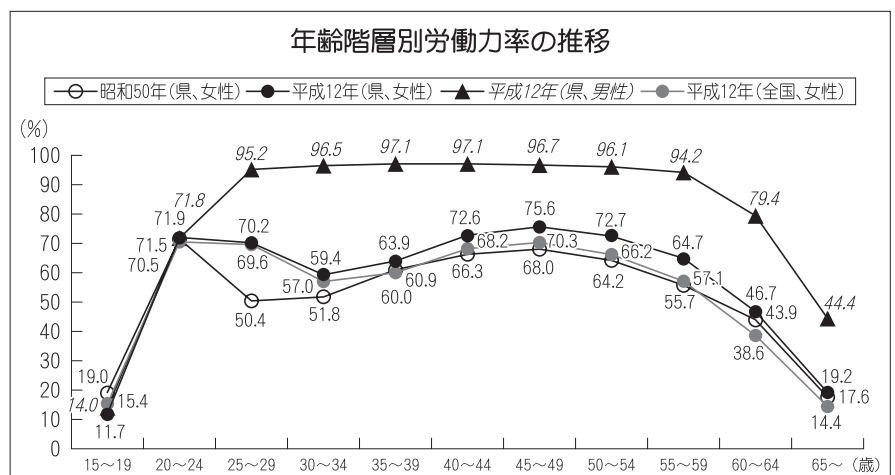
(資料：総務省統計局「国勢調査報告」)



(資料：総務省統計局「国勢調査報告」)

25～29歳の女性の労働力率は、昭和50年50.4%が平成12年には70.2%と大きく上昇しましたが、30～34歳の女性は7.6%上昇したに止まり、依然としてM字カーブを描いています。

全国の数値をみても同様となっています。

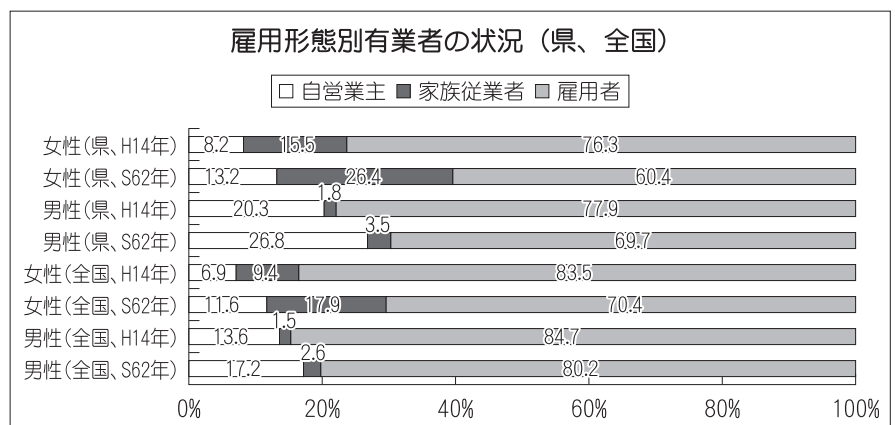


(資料：総務省統計局「国勢調査報告」)

本県の雇用形態別有業者の割合を昭和62年と比較すると、男女とも「自営業主」及び「家族従業者」の割合が増加しています。

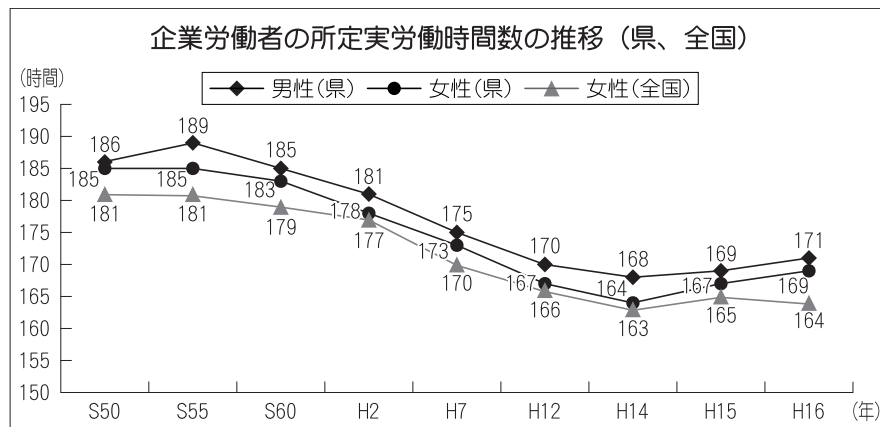
また、「自営業主」と「家族従業者」の割合でみると、男性は「自営業主」、女性は「家族従業者」の割合が高くなっています。

これは、全国においても同様の状況となっています。



(資料：総務省統計局「就業構造基本調査報告」)

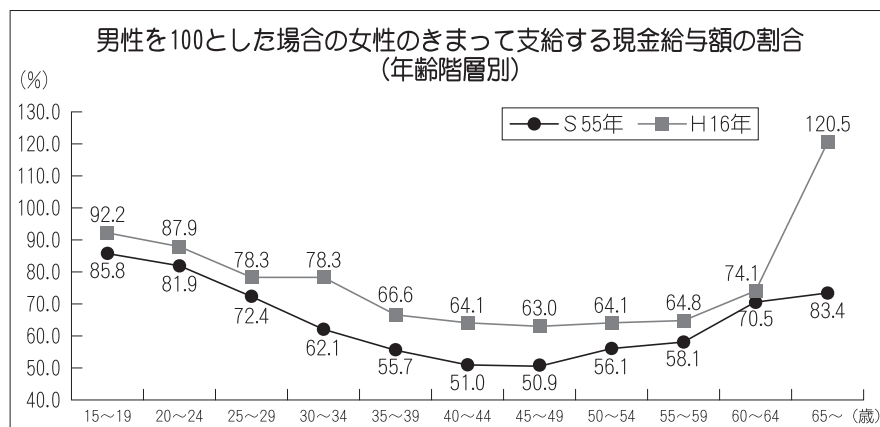
本県、全国ともに減少傾向にありましたが、本県は、H15年、H16年と微増傾向にあります。



(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

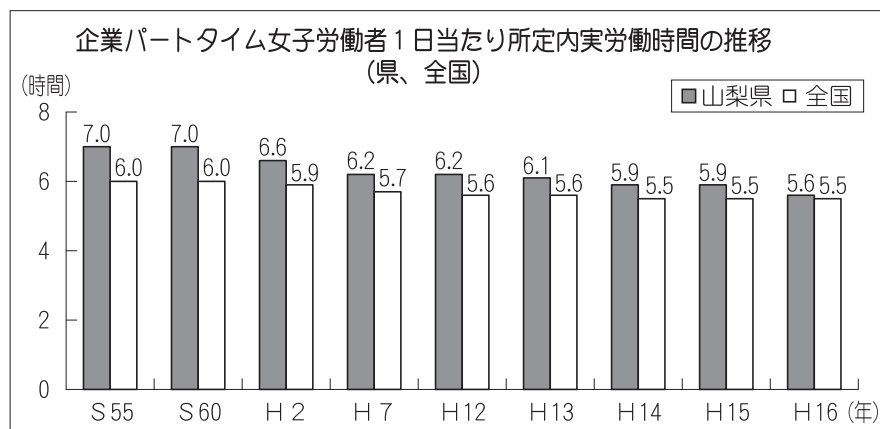
昭和55年と比較すると、いずれの年齢階層も男性に近づいていますが、35歳から59歳までは、男性の7割以下となっています。

また、65歳以上では、男性を上回っています。



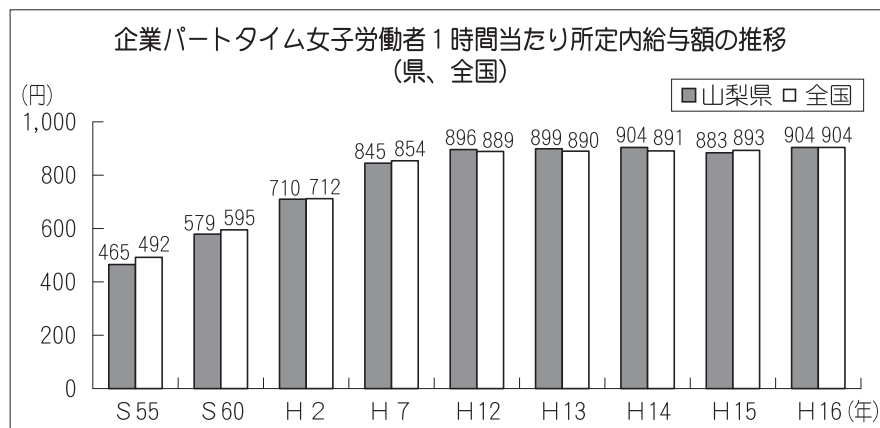
(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

本県は、一日当たりの所定内実労働時間が全国より、長い傾向があります。全国と同様に微減傾向となっています。



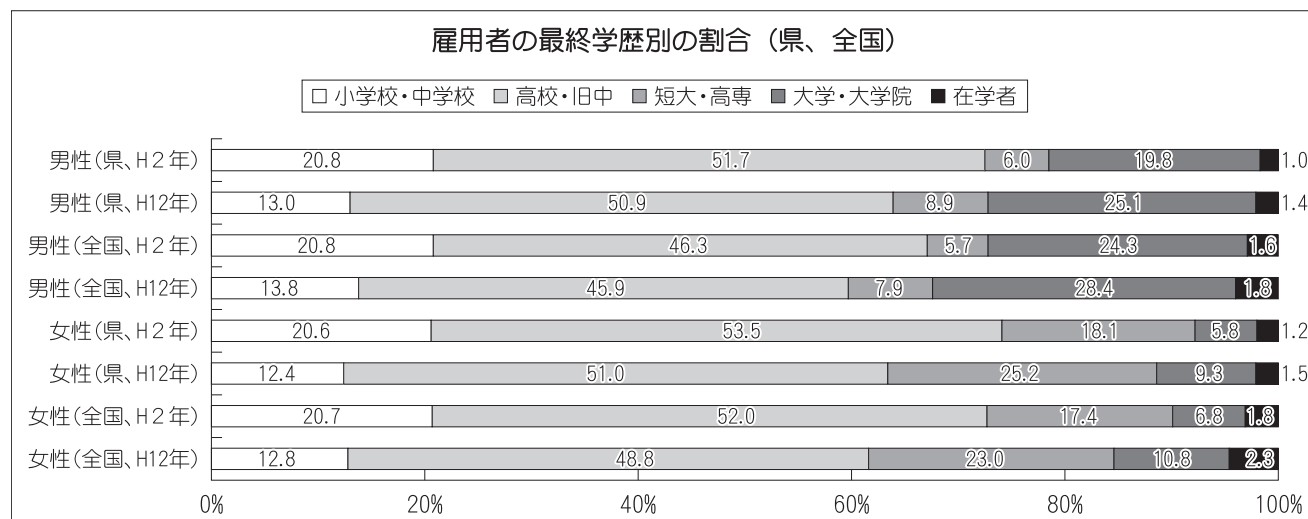
(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

一日当たりの所定内給与額は、平成15年微減しましたが、平成16年は微増に転じ、全国と同額となっています。



(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

男性、女性ともに平成2年と比較して、「大学・大学院」の割合が増加していますが、依然として女性は「大学・大学院」より、「短大・高専」の割合が多い状況となっています。全国の数値も同様の状況です。



(資料：総務省統計局「国勢調査報告」)

3 法令

◆ 男女共同参画社会基本法	63
◆ 男女共同参画基本計画	67
◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	71
◆ 山梨県男女共同参画推進条例	77
◆ 山梨県男女共同参画推進本部設置要綱	82

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年7月16日法律第102号
同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画審議会（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画基本計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所管業務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下 略)

男女共同参画基本計画

平成17年12月27日

閣議決定

政府においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成12年に男女共同参画基本計画を閣議決定し、総合的かつ計画的な取組を進めてきた。今般、これまでの取組を評価・総括し、新しい基本計画を策定する。

第1部 基本的考え方

1 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等

- (1) 男女共同参画基本計画
- (2) 第1次基本計画策定後の主な取組
- (3) 男女共同参画基本計画改定の経緯

2 男女共同参画基本計画（第2次）の構成と重点事項

- (1) 男女共同参画基本計画（第2次）の構成
- (3) 男女共同参画基本計画（第2次）の重点事項

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進
 - イ 国の審議会等委員への女性の参画の促進
- (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
 - ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援・協力要請等
 - イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
- (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供
 - ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
 - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成
 - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実
- (4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - ア 男女雇用機会均等の更なる推進
 - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進
 - ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進
 - エ 男女間の賃金格差の解消
- (2) 母性健康管理対策の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助
 - ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
 - イ 再就職に向けた支援
- (4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備
 - ア 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及
 - イ パートタイム労働対策の総合的な推進

- ウ 労働者派遣事業に係る対策の推進
- エ 在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進
- オ 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画
- (5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備
 - ア 起業支援策の充実
 - イ 雇用・企業以外の就業環境整備

4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

- (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
 - ア 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進
 - イ 仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実
 - ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
 - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
- (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - イ ひとり親家庭等に対する支援の推進
- (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
 - ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
 - イ 地域社会への男女の共同参画の促進

6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

- (1) 高齢者の社会参画に対する支援
- (2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
 - ア 介護保険制度の着実な実施
 - イ 高齢者保健福祉施策の推進
 - ウ 介護に係る人材の確保
- (3) 高齢期の所得保障
- (4) 障害者の自立した生活の支援
- (5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
 - イ 体制整備
 - ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
 - エ 女性に対する暴力に関する調査研究等
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
 - ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
 - イ 相談体制の充実
 - ウ 被害者の保護及び自立支援
 - エ 関連する問題への対応

- (3) 性犯罪への対策の推進
 - ア 性犯罪への厳正な対処等
 - イ 被害者への配慮等
 - ウ 加害者に関する対策の推進等
 - エ 啓発活動の推進
- (4) 売買春への対策の推進
 - ア 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
 - イ 児童に関する対策の推進
- (5) 人身取引への対策の推進
 - ア 人身取引対策行動計画の積極的な推進
 - イ 関係法令の適切な運用
 - ウ 被害者の立場に立った適切な対処の推進
 - エ 調査研究等の推進
- (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- (7) ストーカー行為等への対策の推進
 - ア ストーカー行為等への厳正な対処
 - イ 被害者等の支援及び防犯対策
 - ウ 広報啓発の推進

8 生涯を通じた女性の健康支援

- (1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進
 - ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
 - イ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
- (2) 妊娠・出産期に関する健康支援
 - ア 妊娠・出産期における女性の健康づくり支援
 - イ 適切な性教育の推進
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - ア HIV／エイズ、性感染症対策
 - イ 薬物乱用対策の推進
 - ウ 喫煙、飲酒対策の推進

9 メディアにおける男女共同参画の推進

- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
 - ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等
 - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
 - ウ メディア・リテラシーの向上
- (2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- (1) 男女平等を推進する教育・学習
 - ア 初等中等教育の充実
 - イ 高等教育の充実
 - ウ 社会教育の推進
 - エ 教育関係者の意識啓発
 - オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実

- (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
 - ア 生涯学習の推進
 - イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
 - ウ 進路・就職指導の充実

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
- (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - ア 「GADイニシアティブ」に基づく取組の推進
 - イ 国連の諸活動への協力
 - ウ 女性の平和への貢献
 - エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
 - オ あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進
 - カ NGOとの連携・協力推進

12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

- (1) 科学技術
- (2) 防災（災害腹腔を含む）
- (3) 地域おこし、まちづくり、観光
- (4) 環境

第2部における数値目標

第3部 計画の推進

1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

- (1) 男女共同参画会議の機能発揮
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等

2 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

3 女性のチャレンジ支援